

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月30日

宮崎市長 殿



提出者

住所 宮崎市清武町木原5200番地

氏名 国立大学法人宮崎大学

医学部長 菱川 善隆

電話番号 0985-85-9868

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国立大学法人宮崎大学医学部・医学部附属病院
事業場の所在地	宮崎市清武町木原5200番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業・学校教育
② 事業の規模	30診療科(632病床)
③ 従業員数	医学部(454人)、附属病院(1,612人)※非常勤含む
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1・別図-1のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙-2のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物・廃油・強酸	汚泥・強アルカリ・PCB
	排出量	334t・5t・0t	0t・0t・0t
	(これまでに実施した取組) ・年度初めに新規職員向けに廃棄物の分別に関する説明を行っている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物・廃油・強酸	汚泥・強アルカリ・PCB
	排出量	310t・4t・0t	0t・0t・0t
	(今後実施する予定の取組) ・廃棄物の分別方法を職員に周知、徹底する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物：他の廃棄物と区別し、適正な容器に収納、管理し排出する。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物：他の廃棄物と区別し、適正な容器に収納、管理し排出する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油・強酸・汚泥・強アルカリ・PCB
	全処理委託量	334 t	5t・0t・0t・0t・0t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	5t
	再生利用業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
	(これまでに実施した取組) なし		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油・強酸・汚泥・強アルカリ・PCB
	全処理委託量	310 t	4t・0t・0t・0t・0t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	4t
	再生利用業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
	(今後実施する予定の取組) ・廃油、強酸は再生利用業者へ処理委託しリサイクル(原料化)を図る。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	339 t	
	(今後実施する予定の取組等) なし		
※事務処理欄			

特別管理産業廃棄物処理計画書 集計表

(別紙)

単位：t

特別管理産業廃棄物の種類		感染性産業廃棄物	廃油	強酸	汚泥	強アルカリ	PCB				合計
廃棄物の排出の抑制に関する事項											
①現状 (4年度実績)	排出量	334	5	0	0	0	0				339
②計画 (5年度目標)	排出量	310	4	0	0	0	0				314
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項											
①現状 (4年度実績)	自ら再生利用を行った量	0	0	0	0	0	0				0
②計画 (5年度目標)	自ら再生利用を行う量										0
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項											
①現状 (4年度実績)	自ら熱回収を行った量	0	0	0	0	0	0				0
	自ら中間処理により減量した量	0	0	0	0	0	0				0
②計画 (5年度目標)	自ら熱回収を行う量	0	0	0	0	0	0				0
	自ら中間処理により減量する量	0	0	0	0	0	0				0
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投棄処分に関する事項											
①現状 (4年度実績)	自ら埋立処分を行った量	0	0	0	0	0	0				0
②計画 (5年度目標)	自ら埋立処分を行う量	0	0	0	0	0	0				0
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項											
①現状 (4年度実績)	全処理委託量	334	5	0	0	0	0				339
	内訳										5
	優良認定処理業者へ処理を委託した量	0	5	0	0	0	0				
	再生利用業者へ処理を委託した量	0	0	0	0	0	0				0
	認定熱回収業者へ処理を委託した量	0	0	0	0	0	0				0
	認定以外の熱回収業者へ処理を委託した量	0	0	0	0	0	0				0
②計画 (5年度目標)	全処理委託量	310	4	0	0	0	0				314
	内訳										4
	優良認定処理業者へ処理を委託する量	0	4	0	0	0	0				
	再生利用業者へ処理を委託する量	0	0	0	0	0	0				0
	認定熱回収業者へ処理を委託する量	0	0	0	0	0	0				0
	認定以外の熱回収業者へ処理を委託する量	0	0	0	0	0	0				0

○宮崎大学廃棄物管理規程

平成27年3月26日
制 定

改正 平成28年4月30日 平成29年3月31日
令和元年12月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学（以下「本学」という。）において、排水水及び廃棄物を適切に管理するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、法令等で定めるほか次のとおりとする。

- 2 この規程において「排水水」とは、本学から公共用水域又は公共用下水道へ排出される水をいう。
- 3 この規程において「除害施設」とは、排水水又は実験廃液を処理する施設をいう。
- 4 この規程において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- 5 この規程において「産業廃棄物」とは、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- 6 この規程において「特別管理産業廃棄物」とは、廃棄物処理法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- 7 この規程において、「部局」とは、学部、工学教育研究部、基礎教育部、研究科、別科、附属図書館、学内共同教育研究施設、医学部附属病院、安全衛生保健センター、情報基盤センター及び事務局（監査室を含む。）をいう。
- 8 この規程において「部局長」とは、前項に定める部局の長をいう。

(排水水基準)

第3条 本学における排水水基準は、公共下水道に排出される排水水にあつては下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2の定めによるものとし、公共用水域に排出される排水水にあつては、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）第3条に規定する排水水基準によるものとする。

(施設管理)

第4条 除害施設を管理する者は、その管理について、施設マネジメント委員会の指示に従わなければならない。

(総括等)

第5条 学長は、排水水及び廃棄物の管理について総括するものとする。

第6条 部局長は、当該部局における排水水及び廃棄物の管理責任者として、排水水及び廃棄物を適正に管理するものとする。

第7条 部局長は、当該部局における排水水及び廃棄物の管理に関し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 排水水が排水水基準に適合しないと認められる事態が生じたときは、基準に適合させるための措置を講ずること。
- (2) 産業廃棄物を保管する場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条に規定する保管基準に、特別管理産業廃棄物を保管する場合は、同規則第8条の13に規定する保管基準に適合させるための措置を講ずること。
- (3) 産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2に規定する委託の基準に、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は同令第6条の6に規定する委託の基準に適合させるための措置を講ずること。
- (4) 当該部局に所属する職員及び学生に対し、排水水及び廃棄物に関する必要な教育訓練を行うこと。
- (5) その他当該部局に係る排水水及び廃棄物の管理に必要な業務を行うこと。

(報告)

第8条 部局長は、次の各号に掲げる事項を学長に報告するものとする。

- (1) 前条第1号の事態が生じたときは、当該事態及びこれについて講じた措置
- (2) その他排水及び廃棄物の管理に係る事項について報告を求められたときは、その事項

(管理担当者)

第9条 部局長は、必要に応じ、所属職員のうちから排水及び廃棄物管理担当者を指名し、その職務を補佐させるものとする。

(特別管理産業廃棄物管理責任者)

第10条 特別管理産業廃棄物を生ずる部局においては、廃棄物処理法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者をおくものとする。

- 2 特別管理産業廃棄物管理責任者は、本学の職員のうちから部局長が指名する者をもって充てる。

(職員及び学生の義務)

第11条 職員及び学生は、実験廃液等の処理に当たって、本規程その他別に定めるもののほか、当該部局長の指示に従って取り扱わなければならない。

(雑則)

第12条 この規程の実施に関して必要な事項は、施設マネジメント委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学木花キャンパス実験排水処理細則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月30日から施行する。

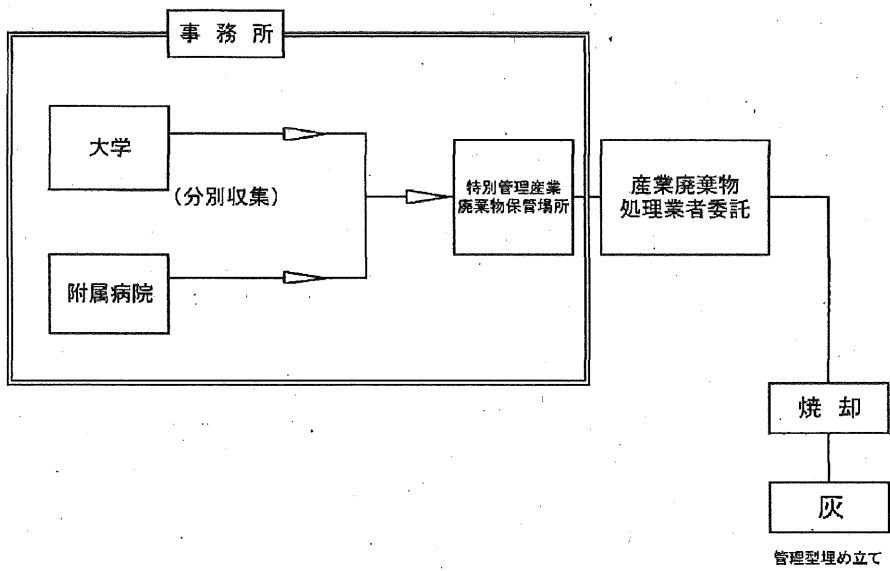
附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

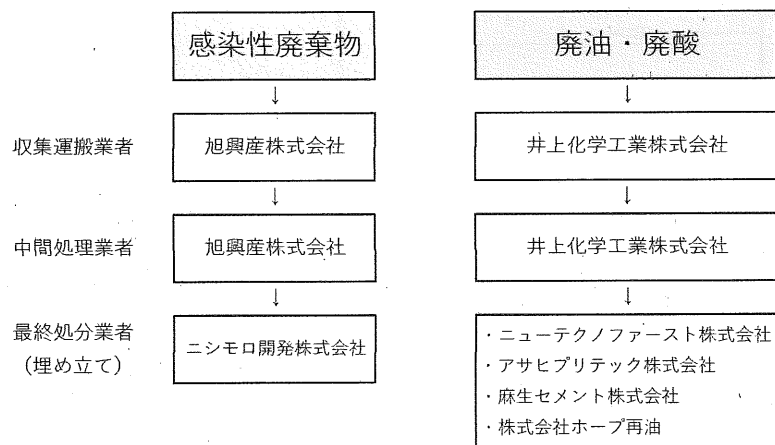
附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

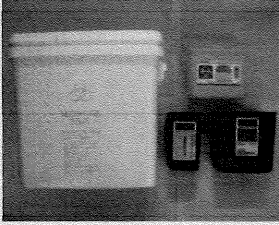
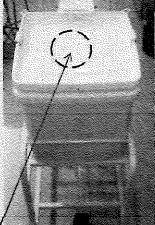


特別管理産業廃棄物の処理フロー



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制



【医療系廃棄物の分別一覧】

感 染 性 廃 棄 物		
	鋭利なもの	鋭利なもの以外
種 類	<ul style="list-style-type: none"> ・注射針 ・注射器(針の付いているもの) ・メス ・採血管 ・輸液セット ・ガラスくず(割れたピン等) ・試験管 ・輸血セット ・輸液バック(抗がん剤の入ったもの) ・アンプル(麻薬、筋弛緩薬のものは、病棟等で廃棄せず薬剤部に返却してください) ・バイアル(毒・劇) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガーゼ ・アルコール綿 ・包帯 ・紙おむつ ・ティスポシート ・綿棒 ・尿コップ ・手袋 ・帽子 ・マスク ・ガウン ・エプロン (針のない医療器材) ・吸引カテーテル ・尿道カテーテル ・ドレーンチューブ ・血液バッグ ・採尿バック ・エクステンションチューブ ・吸引用廃液バッグ ・歯型用石膏 ・硬膜外チューブと本体 ・注入用注射器 ・針の付いてない注射器(注射器内に血液、体液がのこっていないもの)
具 体 例	<p style="text-align: center;">専用のポリ容器(蓋のあるもの)</p>   <p style="text-align: center;">病棟名又は講座等名を記入</p> <p style="text-align: center;">設置場所: 可能な限り清潔から1m以上離す</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>指定の二重袋で</p>  <p>病棟名又は講座等名を記入</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>専用の容器(蓋のあるもの)へ</p>  <p>バイオハザードマークを蓋に貼る</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">設置場所: 可能な限り清潔から1m以上離す</p>
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ★専用のポリ容器に入れる。 ★針はキャップをしない。 ★注射器に針が付いている場合は、そのまま廃棄する。 ★排出する時は、容器の蓋が、安全に締められる程度(8分目)に入れて、しっかり締める。 ★容器の蓋には、病棟名又は講座等名を記入する。 ★未使用品も同様に処理する。 ★大塚生食注2ポート100ml ポート部分(鋭利側)を外さずにポリ容器へ廃棄 	<ul style="list-style-type: none"> ★指定のハザードマークの付いた二重袋に入れて、病棟名又は講座等名を記入する。 ★二重袋には、口がしっかり締められる程度(8分目)に入れる。 ★血液は、ガーゼ等にしみ込ませて、入れる。 ★未使用品も同様に処理する。